

ご存じですか?

## ひとり親家庭の福祉制度

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス

中学生以下の児童がいるひ

市では、国や都と協力し  
て次のような事業を実施し  
ています。

### ●児童扶養手当

支給対象 18歳に達した日の

属する年度の末日まで(身

体障害者手帳1級~3級程

度・愛の手帳1度~3度程

度の障害がある場合は20歳

未満)の児童で、次のいずれか

かの状態にある児童を扶養

している方

▼父母が離婚した児童

▼父または母が死亡または

生死不明である児童

▼父または母が重度の障害

を有する児童

▼父または母が1年以上拘

禁されている児童

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

▼婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

▼父または母に引き続き1

年以上遺棄されている児童

●児童育成手当(育成手当)

支給対象 18歳に達した日の  
属する年度の末日までの児

童扶養手当を受ける児童

●児童扶養手当(育成手当)

支給対象 18歳に達した日の  
属する年度の末日までの児

童扶養手当を受ける児童

●児童扶養手当(育成手当)

支給対象 18歳に達した日の  
属する年度の末日までの児

童扶養手当を受ける児童

童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方  
▼父または母が死亡または生死不明である児童

▼父または母が重度の障害を有する児童

▼父または母が1年以上拘禁されている児童

▼父または母が重度の障害を有する児童

▼父または母が重度の障害を有する児童

▼父または母が重度の障害を有する児童

市では、国や都と協力し  
て次のような事業を実施し  
ています。

### ●ひとり親家庭等医療費助成

●ひとり親家庭等医療費助成

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。

●ひとり親家庭等医療費助成

## 児童館で遊ぼう (12月その1)



田園児童館☎552-3133

●東京都母子女性福祉資金

●母子家庭自立支援教育訓練付金

●熊川児童館☎539-1515

●こぐまひろば「親子ヨガでリフレッシュ」6日

●くまがわ元気スポット!!8日(木)午前10時30分~11時30分

●くまっこまんぶくD A Y 11日(日)午後2時~4時

●くまっこまんぶくD A Y 11日(日)午後2時~4時



●くまっこまんぶくD A Y 11日(日)午後2時~4時

●くまっこまんぶくD A Y 11日(日)午後2時~4時

●料理パンパン・親子でクリッキング「親子でお赤飯とおいしい煮物をつくろう」18日(日)午前10時30分~午後1時30分~2時の間に直接児童館へ。

●くまっこまんぶくD A Y 11日(日)午後2時~4時

●ワクワクゆうぐデー19日(月)午前10時30分~11時30分

●ワクワクゆうぐデー19日(月)午前10時30分~11時30分